

福岡県公報

令和6年8月23日
第524号

目次

告示(第516号-第527号)

○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	1
○保安林指定施業要件の変更予定通知の掲示	(農山漁村振興課)	1
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○漁業共済の加入区の設定の一部変更	(漁業管理課)	5

公告

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7

告示

福岡県告示第516号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和6年8月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所
豊前市(次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第517号

保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等(令和6年7月福岡県告示第472号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定通知の内容を、当該保安林の属する関係市役所及び町(村)役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年8月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

みやこ町役場

棚田 末吉、棚田 末松、棚田 熊太郎、棚田 浦太郎、木山 善三郎、村上 福藏、中西 慎二、山本 茂、中村 一郎、山本 七郎、中村 藤松、中村 竹一、坂下 安太郎、中村 七太郎、中村 太郎吉、田中 長吉、田中 又平、坂下 稲太郎、田中 辰平、中村 照夫、中村 勇、中村 本、棚田 高次、田中 春之、田中 正年、中村 静男、村上 照年、坂下 信之、坂下 一一、棚田 藤三

2 通知の要旨

- (1) 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和6年7月福岡県告示第472号によること。

福岡県告示第518号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年8月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
筑紫生171	さかい・むらかみクリニック	筑紫野市筑紫駅前通一丁目21	R6・7・1
直生171	みずほ内科・レディースクリニック	直方市大字上境291番地1	R6・7・1
筑紫生歯98	内田歯科医院	筑紫野市美しが丘北二丁目11-10	R6・7・8
柏生薬202	株式会社大賀薬局新宮三代店	糟屋郡新宮町三代999-1	R6・8・1

那珂生薬7	わんぱく薬局	那珂川市五郎丸一丁目9-1	R6・7・1
直生薬110	頓野薬局	直方市頓野1919-1	R6・7・1
柏生訪29	訪問看護ステーション新宮	糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目17番12号	R6・6・1
柏生訪28	訪問看護ステーションはるうた	糟屋郡新宮町下府五丁目5-10	R6・7・1
柏生訪30	訪問看護ステーション ラシク	糟屋郡志免町南里二丁目19-10サルヴェK都紀和501	R6・8・1
宰生訪20	訪問看護ステーション梅の里	太宰府市石坂一丁目21番3号	R6・4・1
八女生訪8	訪問看護ステーションライト	八女市長野406	R6・7・1
柳生訪12	訪問看護ステーション マーベラス	柳川市三橋町高畑204-2 SEIビル104	R6・7・1
大生訪31	訪問看護ステーション結〜m u s u b i ~	大牟田市大字岬1886番地	R6・7・1
直生訪21	エミエル訪問看護ステーション	直方市下新入2965-1 サンパワーマンションⅢ301	R6・7・1

福岡県告示第519号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年8月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
直生歯34	栗原保歯科医院	直方市新知町6-14	R6・5・18

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
福津生57	桑原整形外科医院	福津市中央六丁目10番5号	R6・6・30
筑紫生112	むらかみクリニック	筑紫野市筑紫駅前通一丁目21 クローバー壱番館 104	R6・6・30
直生164	みずほ内科・レディースクリニック	直方市大字上境291番地1	R6・6・30
春生歯91	医療法人 くま歯科・こども歯科	春日市上白水三丁目80-101	R6・7・16
八女生歯72	八女市矢部村歯科診療所	八女市矢部村矢部4058-1	R6・6・30
宮生歯3	武田歯科医院	宮若市宮田225-2	R6・6・8
大野生薬67	カーサ薬局	大野城市牛頸三丁目2-7	R6・6・30
福岡生薬23	わんぱく薬局	那珂川市五郎丸一丁目9-1	R6・6・30
直生薬25	坂田救命堂頓野薬局	直方市大字頓野1919-1	R6・6・30
直生薬81	つばさ薬局	直方市大字山部491-15	R6・6・30
701	有限会社シンテン薬局	飯塚市本町8-9	R6・3・31

福岡県告示第520号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年8月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
福津生55	医療法人時計台クリニック	ふじはら内科クリニック	福津市若木台一丁目1-12	R6・7・1
八女生59	胃腸科外科大内医院	大内医院	八女市酒井田279-4	H8・11・28
大川生68	医療法人 秋田クリニック	医療法人 くまのみどうクリニック	大川市大字三丸485-1	R6・7・1
嘉生204	石田病院	嘉穂信和病院	嘉穂郡桂川町大字土師28	R6・5・16
春生薬26	セガミ調剤薬局一の谷店	ココカラファイン薬局一の谷店	春日市一の谷一丁目170	R6・6・1
大野生訪17	訪問看護ステーションMERISE	chez Moi 春日原訪問看護ステーション	大野城市筒井一丁目7-25-101	R6・4・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
筑紫生68	医療法人北城整形外科医院	筑紫野市大字筑紫611-8	筑紫野市大字筑紫1657	R6・5・18
大生訪23	白川病院訪問看護ステーション	大牟田市上白川町一丁目146番地	大牟田市大字久福木82-1	R6・6・1
飯生訪29	訪問看護ステーションいろは	飯塚市椋木594番地82	飯塚市鯉田2359番地2	R6・6・1

福岡県告示第521号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年8月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
南筑後生マ9	白石 正明（訪問マッサージすみれ）	八女郡広川町大字新代1170-1 サトゥルナリアA棟 205	R6・8・1
田川生マ73	藤岡 誠（天寿健康マッサージ）	田川郡糸田町4099-2	R6・7・1
行生柔40	文岩 栄貴（誠心堂整骨院行橋院）	行橋市西宮市一丁目8-13-101	R6・7・1
行生柔41	筋田 優斗（誠心堂整骨院行橋院）	行橋市西宮市一丁目8-13-101	R6・7・1
行生柔42	橋口 蓮（誠心堂整骨院行橋院）	行橋市西宮市一丁目8-13-101	R6・7・1
粕生柔229	石井 宏尚（甲斐整骨院新宮院）	糟屋郡新宮町中央駅前一丁目5-1	R6・7・1
嘉鞍生柔15	岩見 章平（いわみ整骨院）	鞍手郡鞍手町大字中山2312-2	R6・7・1
飯生はき48	太田 加奈子（やしま訪問鍼灸院）	飯塚市西徳前10-1	R6・7・12
粕生はき49	西山 広大（甲斐鍼灸院新宮院）	糟屋郡新宮町中央駅前一丁目5-1	R6・7・1
粕生はき50	阿部 拳大（甲斐鍼灸院新宮院）	糟屋郡新宮町中央駅前一丁目5-1	R6・7・1

福岡県告示第522号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年8月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
------	--------	---------	-------

粕生柔197	小倉 豊隆（甲斐整骨院新宮院）	糟屋郡新宮町中央駅前一丁目5-1	R4・12・20
--------	-----------------	------------------	----------

福岡県告示第523号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年8月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡	県道	福岡東環状線	前	糟屋郡粕屋町戸原東三丁目529番1先から 糟屋郡粕屋町戸原東三丁目3番1先まで	7.8 ～ 12.0	92.7
			後	糟屋郡粕屋町戸原東三丁目529番1先から 糟屋郡粕屋町戸原東三丁目2番2先まで	10.5 ～ 14.7	92.7

福岡県告示第524号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年8月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
行居41	ベストケア行橋営業所	行橋市行事七丁目24-21	行橋市行事二丁目4-22	R5・4・1
田川居400	オリーブケアセンター	田川郡川崎町大字池尻600-2	田川市大字川宮1059-1	R6・7・1

福岡県告示第525号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年8月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
柳居56	訪問看護ステーション cure	柳川市三橋町蒲船津371-5	R6・8・1

福岡県告示第526号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和6年8月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

飯塚	県道	鯨田 停車場 有井	前	飯塚市有井286番1先から 飯塚市有井355番119先まで	5.3 ～ 23.9	285.0
			後	飯塚市有井286番1先から 飯塚市有井355番119先まで	10.0 ～ 25.5	

福岡県告示第527号

漁業共済の加入区の設定（平成26年8月福岡県告示第663号）の一部を次のように変更し、漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第18条の5第4項において準用する同令第7条第3項の規定により公示する。

令和6年8月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

表中

特定のり三浦海苔生産加入区	大牟田市漁業協同組合の地区のうち 旧三浦海苔生産漁業協同組合の地区	のり養殖業	を
---------------	--------------------------------------	-------	---

特定のり大牟田市加入区	大牟田市漁業協同組合の地区	のり養殖業	に改
-------------	---------------	-------	----

め、特定のり三浦第一加入区の項及び特定のり新大牟田加入区の項を削る。

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年8月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

朝倉郡筑前町高上字徳法師558番1、558番8、558番9、558番13、558番15及び558番16

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫野市針摺南一丁目9番9号

古賀 竜也

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年8月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和6年8月6日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 （仮称）ドラッグコスモス稲元店

(2) 所在地 宗像市稲元三丁目1032番1、1033番1

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

令和7年4月7日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,105平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
建物北側	41

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数（台）
建物北西側	10

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
建物北東側	27.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
建物内北東側	7.02

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前9時00分	午後10時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
1箇所	敷地北側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時00分～午後11時00分

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年8月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和6年8月5日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ダイレックス岡垣店

(2) 所在地 遠賀郡岡垣町百合ヶ丘二丁目362番1外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年8月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

朝倉市杷木寒水字塚田184番8、189番2、189番6、191番2及び194番1から194番3まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

朝倉市菩提寺412-2

朝倉市長

林 裕二